

定款

公益社団法人

トレーディングケア

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人 트레이ディングケアと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県高浜市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 多様な人々の「学びたい」・「働きたい」・「社会の役に立ちたい」という思いを尊重し、それらを実現できるように支援することをもって、国の発展と国際交流の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多文化共生推進事業
 - (2) 外国人技能実習生受入事業
 - (3) 外国人特定技能登録支援事業
 - (4) 職業紹介事業
 - (5) 国際人的資源の育成事業
 - (6) 国際人的資源の受入事業及びこれに関する職業紹介事業
 - (7) 国際人的資源の適正管理事業
 - (8) 職業紹介先事業者とともに国際人的資源に対する技能・技術習得事業
 - (9) その他前各号に定める事業に関連する事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員

この法人の事業に賛同して入会した外国人技能実習生を受入れている介護等の業務を行う事業所もしくは、今後受け入れを検討している介護等の業務を行う事業所および、かつて外国人技能実習生を受入れていた介護等の業務を行う事業所または、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(3) 名誉会員

この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推された者。

(入 会)

第6条 正会員又は、賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は、賛助会員となる。

2 名誉会員は、法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者であり、本人による同意が得られた場合において、理事会が別に定める入会同意書の記入、提出後、理事会の承認をもって名誉会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会員規程に則り、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める会員規程に則り、入会金及び会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は、社員総会において別に定める会員規程に則り、入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法の定める社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) この法人が定める目的である事項等の決定
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (10) 基本財産の処分の承認
- (11) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定める事項

(開催)

第14条 この法人の定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

(代 理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議・報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつ

たものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第22条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員等

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
 - (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。

(任 期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 理事及び監事は、第23条第1項で定めた理事及び監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第28条 理事及び監事は社員総会の決議をもって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事及び特別な職務を執行した理事及び監事にはその対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(設置)

第30条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に6月、9月、12月及び3月の年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 第26条第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は

監事が招集したとき。

(招 集)

第33条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い裁決する。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第7章 基金

(基金の拠出)

第39条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第40条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第41条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第42条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第43条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 資産及び会計

(財産の種別)

第44条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第45条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第47条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により決定する。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を得た上で、社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け3号から6号までの書類について監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承諾を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款(を主たる事務所および従たる事務所に)、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条の2 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規則に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、認定法）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第51条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第53条の2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に1か月以内に贈与するものとする。

(特別の利益の禁止)

第53条の3 当法人は、当法人の会員、理事及び監事若しくは使用人、基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第10章 委員会

(委員会)

第54条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 附則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第59条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時役員)

第60条 この法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	新美純子	嶋崎和代	佐々木重洋
	早川一洋	鈴木勝彦	
設立時代表理事	新美純子		
設立時監事	塚本紀之		

(設立時社員)

第61条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所

愛知県高浜市呉竹町一丁目3番地16

設立時社員 新美純子

住 所

愛知県長久手市菖蒲池1412番地

設立時社員 嶋崎和代

住所

愛知県名古屋市東区矢田南三丁目4番8号

ラ・ヴァンスナゴヤドーム前702号

設立時社員 佐々木重洋

住 所

愛知県知多郡美浜町河和台一丁目109番地2

設立時社員 早川一洋

住 所

愛知県高浜市呉竹町七丁目5番地25

設立時社員 鈴木勝彦

住 所

愛知県刈谷市今川町田地池90番地

設立時社員 塚本紀之

(法令の準拠)

第62条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 트레이ディングケア 設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に

記名押印する。

平成29年5月21日

設立時社員 新美 純子
設立時社員 嶋崎 和代
設立時社員 佐々木 重洋
設立時社員 早川 一洋
設立時社員 鈴木 勝彦
設立時社員 塚本 紀之

改正

平成29年12月1日に開催した臨時社員総会にて、第13条、第23条、第24条、第26条、第27条、第28条、第29条、第49条、第53条を改正した。

平成30年1月5日に行った臨時社員総会（電磁的記録）により、第4条を改正した。

平成30年4月3日に行った臨時社員総会（電磁的記録）により、第5条、第6条、第7条を改正した。

平成30年6月15日に行った、社員総会（電磁的記録）により、第13条、第29条、第31条、第48条、第49条、第50条、第53条を改正する。

令和元年9月9日に行った、臨時社員総会により、第4条を改正する。

令和2年6月20日に行った、社員総会により、第2条を改正する。

令和6年4月15日に行った、社員総会により、第4条を改正する。

この定款は現行定款と相違ありません。

令和6年4月15日

代表理事 新美純子